

淀川部会中間とりまとめ (案)

<目次構成・案>

中間とりまとめにあたって

1. 現状と課題・問題点

- 1-1 淀川水系委員会淀川部会で取り扱う範囲
- 1-2 淀川水系の特性
- 1-3 淀川水系の問題点

2. 流域整備の変革の理念

- 2-1 川づくりの基本的な考え方の変革
- 2-2 計画・施策の考え方等の変革

3. 整備計画の基本的な視点

- 3-1 全般的な視点
- 3-2 整備計画の方向性

4. 計画策定、推進のあり方

- 4-1 計画策定にあたって
- 4-2 計画推進にあたって

1 現状と課題・問題点

1 - 1 淀川水系委員会淀川部会で取り扱う範囲

淀川水系流域委員会で取り扱う範囲については、「淀川水系流域委員会 規約 第2条」において、「淀川水系河川整備計画【直轄管理区間を基本】について意見を述べる」とされている。淀川流域委員会淀川部会の取り扱う範囲は、別図に示すとおりである。

なお、本水系の河川にあっては、水源から大阪湾にいたる上下流の縦断方向の関係・連続性および堤内と堤外との横断方向の連続性、流入流出するすべての河川および水路との関係を切り離すことは出来ない。こういった点を考慮し、影響あるいは関係があると考えられる事項については直轄管理区間以外も検討の対象とした。



1 - 2 淀川水系の特性

淀川水系は世界有数の古代湖である琵琶湖を含む極めて長い歴史のある水系であり、その中で独自の進化をとげた固有種を含む多様な生物の宝庫となっている。また、この流域には人間も古くから居住し、水系の恵みを受け、さらにそれを利用して豊かな社会・文化を築いてきた。淀川水系は、その流域に住む人々や生き物にとって多面的・複合的な価値を持つかけがえのない存在である。

淀川部会が取り扱う、木津川、瀬田川・宇治川、桂川、淀川本川は淀川水系にあって、それぞれ、地勢的、歴史的にまた社会的にも独特の特性をもった存在であり、その内容も変化に富んでいる。この特性を、それぞれの河川について、各項目ごとに取りまとめたものを表に示す。なお、本表については、主要な点についてまとめたものであり、すべての事項を網羅したものではない。

1 - 3 淀川水系の問題点

20世紀後半の数十年、とくに経済の高度成長は、「大量生産」「大量消費」「大量廃棄」の社会構造・生活様式をもたらし、さまざまな環境問題を引き起こした。

この間に淀川水系では、琵琶湖総合開発、上流ダム群の整備、河道改修事業などが行われ、それらの整備は多くの恩恵を流域にもたらす一方で、さまざまな負の問題を引き起こし、その早急な解決が迫られている。

淀川が現在抱えている主な問題点を以下に述べているが、各河川については、治水・利水といった項目ごとに、「淀川流域の共通事項」および「各河川の問題点」としてその詳細を表に示す。

治水面では、人為的に洪水を調節する一方、できるだけ速やかに洪水を流下させることを目的とし、河道の掘り下げと直線化が行われた。その結果、一定規模までの洪水に対しては氾濫の頻度が減少し、人々の水害に対する記憶が薄れている。

淀川上流においては、木津川、桂川などに狭窄部が存在し、また、木津川、桂川、瀬田川・宇治川などに、堤防がない無堤地区や強度の低い砂堤防などが存在している。

淀川流域では、都市化の進展により、水害危険地への人口の集中・資産の集積を招いており、木津川、桂川、瀬田川・宇治川および淀川の氾濫域においては、人口・資産はそれぞれ、約500万人・約80兆円にも及んでいる。特に、下流域においては地下街が発達しており、水害発生時の防御や避難などの対応が必要である。

水害に対する危機意識の低下と脆弱な堤防の存在は破堤時に大きな被害をもたらす可能性を有しており、こういった点に対して、今後ソフト面の対策を含めた対応が必要と考えられる。

利水面では、需要にこたえることだけを考えて水資源の開発を行い、水源から多くの水を、街や農地、工場へと供給することが可能となった。その結果、産業面では、淀川

水域はイタリアに匹敵する総生産を持つ世界有数の経済地域へと発展し、また、清浄な水を豊富に使える便利な生活が当然となり、給水制限なども少なくなって、大切に水を使う節水意識は遠のき、人々の水に対する想いが薄れてしまっている。

しかし、水資源が有限であり、人間のみならず生物にとっても共有の財産であることを十分認識し、水を需要と供給の両面から管理を行っていく必要がある。

また、水の使い方が変わっていくことを考えると、用水の水利権などについて権利と使用状況に乖離が生じているものと考えられ、現実の実態を明らかにした上で、見直しを実施していくことが必要と考えられる。

利用面では、川は、堤内の都市区域で利用できる空間が減少した影響を受けて、憩いの場として期待され利用されるようになった。河川敷は整地され、グラウンドなどとして年間数百万人の人々に利用されるようになったが、それと引き換えに川本来の姿が失われた。川らしい姿を回復するためには、グラウンドなどは本来の姿である堤内地に戻すということが望ましいが、利用者が多くそれらのニーズと自然回復のバランスが大きな課題となっている。

また、水面が水上バイクなどで、無秩序に使用され、安全・騒音・事故の他、水質悪化などへの影響が懸念されており、上水の取水点が各所に点在していることを考えると、その使用について何らかの規制が必要と考えられる。

環境面では、本来の川らしい環境を回復するためには、「水質・水量・土砂量」の適正化を行うため、ダムや堰などの管理・運用の見直しが必要である。特に、木津川上流では、治水・利水目的のダムの整備により水位変動や土砂供給の減少と開発に伴う水質の汚濁が進んでいる。こういった点からも、河川の上流・下流間の連続性を確保し魚の遡上が可能となるよう、ダムや堰などの改善が必要であると考えられる。

下流域では、川の護岸などが、人工の構造物で覆われた結果、人が近寄りやすいものとなり、水質の悪化や生物の生息域の減少等を招いている。なかでも、琵琶湖・淀川水系に特有の生態系と多様性の維持・回復は重要で、このためワンドの確保や高水敷の冠水頻度をあげるなどといった点について配慮する必要がある。

以上、淀川流域委員会淀川部会で取り扱う範囲について、治水、利水・利用、環境に関してそれぞれ個別に主な問題点を述べたが、こういった問題は単独に存在するのではなく、お互いに密接に関係していると考えられる。これらの問題点の処理にあたっては、相互の関係を考慮し総合的にみて好ましい姿となるように配慮することが重要である。

そういった点から、河川に関係する各省庁・地方自治体などが、力を合わせて連携していく必要があるものと考えられる。

淀川の特徴

淀川の特徴：人と川との長い歴史と文化を育んできた河川。他の河川との全く違う独特な河川

	地勢的特性	歴史的特性	社会的特性	環境的特性	暮らし・文化的特性
淀川流域の共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 水系全体の流域面積は 8,240 km² 琵琶湖という大湖沼と一体となった河川 淀川三川合流 気候、地形等が異なる川が集まっており、出水に季節差、時間差がある 大阪湾への連続性あるも分断 天ヶ瀬ダム、淀川大堰、瀬田川洗堰による水位調整 	<ul style="list-style-type: none"> 世界有数の古代湖琵琶湖 上下流問題 日本の川づくりの原点（石田の堤、難波の堀江） 都が長期間存在、古墳など、遺跡が多数存在。各年代に首都が流域各地に置かれた。 	<ul style="list-style-type: none"> 河口部で大都市を還流する稀な大河川 日本の社会経済文化を支えてきた地域 産業、人口の一大集積地。縦横に張り巡らされた交通網、人口密集地(1400万人)、地下街を抱える 	<ul style="list-style-type: none"> 固有種の存在（琵琶湖・淀川のかつでの連続性） 堤外地の樹林 人為的な調整によって水量が安定 	<ul style="list-style-type: none"> 水に関連する祭り 歴史・文化・芸術的価値のある景観（欄干、橋梁など） 水と暮らしの長いかわり（古代から恵みと災害）
木津川	<ul style="list-style-type: none"> 年間流量 16 億 m³、流域面積 1,596 km² 狭窄部（岩倉峡） 砂河川、本来土砂流出が多い 高山ダム、布目ダム、比奈知ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、川上ダム計画 他水系（大和川）に送水。奈良市水道 室生火山群、赤目四十八滝（青蓮寺川） 	<ul style="list-style-type: none"> 伊賀地方独特の歴史・文化（芭蕉等） 舟運 筏による材木搬出 忍者 外国人技師による治山・治水 東大寺荘園、伊勢神宮領 	<ul style="list-style-type: none"> 上流域の都市開発の急速な進展による急激な人口増加 極限までの水源開発、上流ダム群と高山ダム ゴルフ場多数 森林の荒廃 水田減少 茶の産地 無堤地あり 漁業権 	<ul style="list-style-type: none"> 上流から汚れている水質 オオサンショウウオ等、貴重な生物 上流ダム群の存在 河畔林 砂河川 イタセンパラが棲息できる環境 	<ul style="list-style-type: none"> 中部の文化圏との混在 俳聖 松尾芭蕉 太平記（笠置） 歴史街道：初瀬、大和、伊勢本街道 木津川舟運：過書船、淀二十石船、伏見船 奈良朝寺院建築の木材運搬
瀬田川、宇治川	<ul style="list-style-type: none"> 年間流量 56 億 m³、流域面積 506 km² 鹿跳の狭窄部、大峡谷 勾配が少ない 天ヶ瀬ダム、瀬田川洗堰 大戸川ダム計画 	<ul style="list-style-type: none"> 巨椋池の干拓 軍事的要衝（宇治橋）、戦跡 土砂災害（田上山、かば田山等） 舟運 筏流し デレーケ師による治山・治水 天ヶ瀬ダム発電（日本初） 琵琶湖疎水 東海道 宇治川の合戦（源平） 	<ul style="list-style-type: none"> 洗堰、天ヶ瀬ダム、大戸川 漁業権 天ヶ瀬ダム発電（日本初） 茶の産地 	<ul style="list-style-type: none"> 横断方向の不連続 固有種 ヨシ原の存在（向島地区）と活用による保全 京都市石田処理場（排水量 0,78t/s）、京都府洛南浄化センター（1.5t/s）等から京都市、京都府の下水が大量に流入 	<ul style="list-style-type: none"> 世界遺産 紫式部 源氏物語 平等院（洪水を想定した高床構造）、 名橋（観月橋、瀬田唐橋） 宇治の鶴飼
桂川	<ul style="list-style-type: none"> 年間流量 14 億 m³、流域面積 110 km² 狭窄部（保津峡） 上流部に急峻な溪流 日吉ダム 	<ul style="list-style-type: none"> 古くからの灌漑 角倉了以の大堰川浚渫、高瀬川開削 古都京都 筏流し 長岡京 	<ul style="list-style-type: none"> 農業との結びつき（多数の井堰、農業用水等） 河川敷の不法占用多数 漁業権 森林 淀川流水保全水路 	<ul style="list-style-type: none"> 多数の堰の存在 京都市鳥羽処理場（排水量 8.21t/s）、京都府洛西浄化センター（1.5t/s）等から京都市、京都府の下水が大量に流入、淀川汚濁の主因 アユモドキが棲息できる環境 	<ul style="list-style-type: none"> 桂離宮（高床構造）洪水を想定 嵐山 石橋（渡月橋） 嵯峨日記（大井川） 保津川下り みこし洗い（松尾神社）
淀川本川	<ul style="list-style-type: none"> 年間流量 87 億 m³、流域面積 807 km² 淀川氾濫原が高度に都市化された流域 瀬田洗堰や天ヶ瀬ダムなどにより水位が管理され流量の変動が少ない、湧水流量が豊富 汽水域（河口～淀川大堰）、湛水域（枚方大堰～枚方大橋）、流水域（枚方大橋～三川合流点） 淀川大堰 下水処理場放流と上水取水口の混在（複数） 	<ul style="list-style-type: none"> 古くから舟運、水路 日本書紀、仁徳天皇「難波の堀江」、「茨田堤」 豊臣秀吉の太閤堤（伏見）、文禄堤（枚方～長柄） 水害の歴史（永禄 6 年の大洪水（死者 16000 人）河内） 大和川の付け替え 御雇外国人技師による河川改修 天下の台所 東洋のマンチェスター 古代河内潟 難波宮 淀川本流右岸「西国街道」、左岸「京街道」、木津川沿い「木津路」 西淀川公害訴訟 大東水害訴訟 	<ul style="list-style-type: none"> 上水、工水、農水、発電の供給源 河川敷公園利用者が多い 上流部に大都市京都を抱え、鴨川などで流域として密接なつながりがある。 下水処理場放流と上水取水口の混在（複数） 漁業権なし 交通の要衝（大山崎地区） 	<ul style="list-style-type: none"> ヨシ原の存在（鶴殿、豊里、中津地区） 干潟、ワンドの存在 イタセンパラが棲息できる環境 下水処理場放流と上水取水口の混在（複数）左岸に 6 カ所、右岸に 3 カ所の上水取水口が存在。 水質汚濁 	<ul style="list-style-type: none"> 文学の素材 八百八橋、水都 文楽 上方芸能 与謝野蕪村 井原西鶴 十返舎一九「東海道膝栗毛」 鴻池、住友、三井等の大阪商人の台頭 三十石船（伏見～大坂） くらわんか船（茶船） 天神祭り、船渡御等

淀川各河川の問題点

	治水	利水	利用	環境
淀川流域の共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 流域の都市化に伴う人的・物的被害ポテンシャルの増大 水害危険地の宅地化 脆弱な堤防の存在 堤防未整備区間の存在 狭窄部による流下阻害 ライフラインの確保 住民参加 河川改修等に関する制約 水防組織 住民の防災意識の低下 用地買収・補償などのプロセス(困難さ) 情報公開 	<ul style="list-style-type: none"> 水利権の見直し 水資源の有限性 水需要管理 水供給管理 地球温暖化問題 節水意識の低下 安全な水質の確保 湯水への対応 住民参加 	<ul style="list-style-type: none"> 河川敷利用のあり方 水面利用のあり方 川離れ(泳げない、遊べない) 不法占有、不法耕作 河川利用マナー 住民参加 	<ul style="list-style-type: none"> 自然の減少 淀川固有の生態系 在来種・外来種 河床低下 水質汚濁、底質悪化 水位変動 正常流量 河川敷利用 猛禽類の減少 植生の変化 河道の直線化 ダム、堰等による遡上降下阻害 住民参加 河畔林 住民の多様なニーズ
木津川	<ul style="list-style-type: none"> 脆弱な砂堤防の存在 無堤地帯が存在 狭窄部の存在(岩倉峡) 森林の荒廃 都市化による流出流量の増大 	<ul style="list-style-type: none"> 都市化による水質汚濁 上流部ダム群による水質汚濁 河床低下による取水障害 産業廃棄物処分場による汚染 農薬による汚染 	<ul style="list-style-type: none"> レジャー利用のマナー 堤外民地 漁業の問題 不法投棄 	<ul style="list-style-type: none"> 都市化による水質汚濁 ダム放流水(水温・汚濁) 上流部ダム群による水質汚濁 中小河川の汚濁 産業廃棄物処分場による汚染 農薬による汚染
瀬田川・宇治川	<ul style="list-style-type: none"> 流下能力最小地点の存在(塔の島地区) 巨椋池干拓による遊水機能低下 巨椋池の都市化 木津川の背水の影響 狭窄部の存在(鹿跳溪谷) 標高(河床勾配) 	<ul style="list-style-type: none"> 天ヶ瀬ダムによる汚濁 	<ul style="list-style-type: none"> レジャー利用のマナー 舟運(観月橋) 不法投棄 	<ul style="list-style-type: none"> 天ヶ瀬ダムの堆砂・汚濁
桂川	<ul style="list-style-type: none"> 狭窄部の存在(保津峡) 流下能力の不足(嵐山) 木津川の背水の影響 脆弱な堤防 	<ul style="list-style-type: none"> 農業用水 都市化による汚濁 農薬による汚染 取水障害 下水処理水による汚濁 	<ul style="list-style-type: none"> 不法占拠、不法工作物、不法耕作 	<ul style="list-style-type: none"> 下水処理水による汚濁 井関の改良(魚道)
淀川本川 (3川合流地点以下)	<ul style="list-style-type: none"> 地下街の存在 人口、資産の集積 河口部特殊堤防の存在 高潮、津波の危険 地盤沈下 埋め立てによる流下能力低下 低い橋梁(鉄道橋等) 	<ul style="list-style-type: none"> 下水処理口と上水取水口の隣接 反復利用 支川の汚濁 派川への供給要望 農業用水 	<ul style="list-style-type: none"> 河川敷利用 水上バイク 舟運 砂利採取 汽水域の漁業 不法居住 不法投棄 	<ul style="list-style-type: none"> 生物の生息域の減少 高水敷の攪乱の減少と陸域化 淀川大堰による水位変動の減少 汽水域の減少 水質・底質の悪化

2 . 流域整備の変革の理念

これまでの治水、利水・利用を主目的に進められてきた河川整備のあり方や河川をとりまく社会・くらしの大きな変化によって、人と川との関わり、川の姿はこの数十年で大きく変化した。その結果、前項で述べたように、治水、利水、利用、環境すべての面において問題が生じている。特に河川の環境については、水量、水質、川の形状、生物の生息、水の連続性などあらゆる面で本来の川らしさが失われており、生物の存在のみならず人間の生存基盤さえ危機的な状況に至っている。

このような危機的な状況を踏まえ、今、我々は、ここ数十年の治水や水資源開発、河川管理のあり方を根本的に転換すべき時期を迎えている。川本来の姿を思い起こし、今までのような人間中心の考え方を換え、川との付き合い方を変えていくべきである。それにより、現在までに失われた淀川水系の多様な価値を回復し、保全していくとともに、自然と共生し、流域に住む人々や多様な生き物がその恵みを将来にわたって享受し続けることができるようにしなければならない。

2 - 1 川づくりの基本的な考え方の変革

川と人とのかかわりの変革

- ・人の生活の利便性や効率のために、「川を制御し、拘束する」という考え方から、川が持つ自然の変化（リズム、変動、動き）を尊重し、共生する考え方へ
- ・水を速く流す、汚れを流すための、人間中心の人工的な空間としての存在から、人間を含めた生物・生態系の総体として流域全体の財産へ

人の意識の変革

- ・自らのくらしと河川が切り離されていた意識から、「我慢しない生活や危険を考えずにすむ生活が、河川環境の破壊につながっている」という認識
- ・水を使いたいだけ使い、使い捨ててきた暮らし・文化から、水を有限で捨てることのできない生物も含めた流域全体の貴重な共有財産として考える暮らし・文化へ
- ・求められた量に対して、水の供給を管理する考え方から、水の使い方や節水行動も含めた水の需要そのものを管理する考え方へ

水系の持つ地理的、歴史的、文化的特性を重視した川づくりへの変革

- ・どの場所にも同じ手法や基準を当てはめるのではなく、広大な流域のそれぞれの地域が持つ多様な地理的・自然的特性や風土、長い間に培われてきた歴史的な経緯などを踏まえた整備へ
- ・物理的、心理的に河川から切り離された地域から、地域の風土・文化が川・湖と結びついている地域へ

総合的な判断に基づいた川づくりへの変革

- ・ 治水、利水、環境といった個々の視点から考えるのではなく、川を人、生物、水などを含めた総体として捉え、その多面的な価値、水系の持つ地理的、歴史・文化的特性を尊重した総合的判断にもとづく川づくりへ
- ・ 短期的な人間の利用の視点からのみ考えていた川づくりを、河川の持つ多様な価値、役割、恵みを尊重し、長期的な影響や目的を十分に考えた川づくりへ

2 - 2 計画・施策の考え方等の変革

(1) 全体的事項

■ 地球上の水循環の中心としての川へ

川は地球上の大きな水循環を考える上で、中心的な役割を担う存在である。地球上の大きな連続性を踏まえた上で川の持つ機能や整備の方向性を考えるべき。

■ 土砂運搬・河床変動のある変化に富んだ川へ

過度にコントロールされた川から、蛇行しながら浸食と堆積を繰り返す、複雑で変化に富んだ地形を形成する自然な土砂の運搬や河床変動のある川の復元を、治水とのバランスを図りながら行っていく。

(2) 治水・防災

■ 水害を防止することには限界があることの認識（安全神話からの脱却）

自然の猛威は避けられないものであり、人間が防ぎきれない水害が発生することを認識しなければならない。また、堤防を強化しても絶対に壊れない堤防を作り上げるのは不可能である。従って、水害を防止することには限界があることを認識し、そのことを流域全体に周知すべきである。

■ 浸水の危険度等の情報公開・周知・説明の徹底と危機管理の充実

上記の考えに基づき、居住地ごとの危険度等の情報を住民に周知・説明し、十分に認識してもらうなど情報の公開を徹底する。また、「災害防止」だけでなく「減災対策」「復旧対応」にも重点を置き対応し、水害に関する危機管理の充実を行っていくべきである。

(3) 利水

■ 水量の確保に加え、水質の面も重視すべき

利水を考える上で水量の確保の面だけでなく、微量有害物質も視野に入れた水質面も重視すべき。

■ 水利用の実態把握を

水の配分を考えるにあたって、すべての水の利用実態を把握すべきである。

(4) 利用

- 川でしかできない利用を基本とすべき

「川本来の機能を発揮できる状態に戻す」ことを基本に高水敷等の利用は“川でしかできない利用を基本とすべき”である。

(5) 環境

- 水と土砂の健全なシステムの保全・回復

川の自然は、水と土砂が形成していくこと基本としてそれらが実現できるように、河川の水と土砂の健全なシステムの保全・回復を行うことが基本である。このため、人工的・固定的・不連続な河川から自然的・変動のある・連続的な河川への転換を図っていく。

- 流域全体での対応

流入負荷対策や産業廃棄物処分場等の適切な対応などによる水質改善、森林や農地・市街地などを含めた流域全体での水量・土砂移動の管理など、河川のみの対応から流域全体での対応へ拡大を図っていく。

3 . 整備計画の基本的な視点

3 - 1 全般的な視点

(1) 流域全体を視野にいれた検討

- ・ すべてを川に頼り、押し込めてきたこれまでのあり方から、川だけでなく流域全体で対応する方向に転換すべきである。
- ・ 流域を含めた健全な水循環、物質循環を再生することが重要である。
- ・ そのためには、河川へ流入する汚濁負荷の低減、洪水等を視野に入れた土地利用のあり方、流域全体での一貫的土砂管理の検討など、川だけでなく流域を含めたあり方の検討を行うべきである。

(2) 社会的な視点を含めた検討

- ・ 従来の工学的なアプローチに加え、社会的な視点を含めた総合的な対応を検討する。
- ・ 大量消費・大量廃棄型社会から資源再生・循環型社会への転換、ライフスタイルの変化を視野に入れ、それを促がす河川整備のあり方の検討を行う。
- ・ 法制度、社会的な仕組み等の整備を行う。
河川に対する意識（危機意識、畏怖の念等）の醸成を図る。

(3) 長期的な視点を含めた検討

- ・ 20～30年の計画期間を中心とした検討から、それぞれの課題に応じた時間軸を設定し、長期的な影響を考慮した河川のあり方を検討すべきである。
- ・ 例えば、生態系、地球環境などの観点からは、影響が表れるのが長期であるものも多く、人間の生存基盤を守ることにつながることから、次世代だけでなく「人類の存在がつづく限り」という長期的視点などを含めるべきである。
- ・ 地球温暖化による気象・水循環の変化を研究し、その変化が確認された場合の計画の見直しのあり方を検討する。また、気候の変動幅が大きくなる可能性を考えた場合には、ある程度余裕を持った計画策定が必要である。
- ・ 社会構造の変化などを考えるにあたって、50年後、100年後を見据えた人口の長期的変動などを視野にいれた計画のあり方の検討、理想的にはどうあるべきかを考えた方向性の検討などを行うべきである。

(4) 計画の進め方の改善

- ・ 住民が知恵を出し、行政がそれを押し進める。
- ・ 計画の策定から実施、フォローアップに至るまで、すべての段階でのコンセンサスを得るための仕組みをつくる。
- ・ 個々の事業の説明だけでなく、計画の全体的な影響の把握と情報の開示（政策アセス、戦略アセスの実施）を行う。

- ・ 順応的管理の導入を行う。
- ・ 省庁・部局間の横断的連携、市町村等との連携を図る。

(※以上の部分は委員会とりまとめを要約・整理する予定)

3-2 整備計画の方向性

(1) 治水、利水・利用、環境の考え方

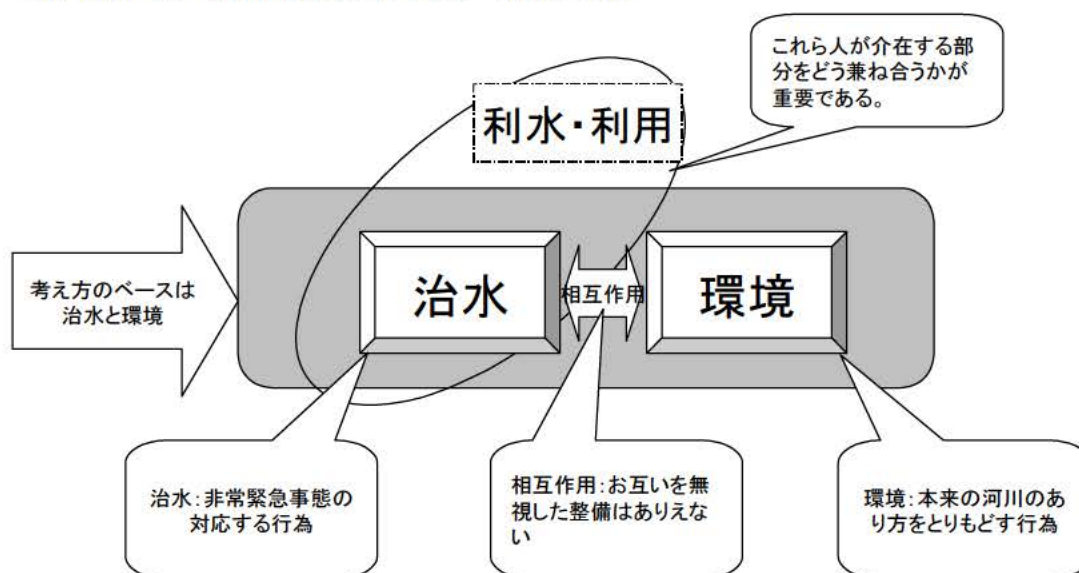
治水、利水・利用、環境の位置づけ、関係性については、以下のような枠組みで考え、整備にあつての考えをまとめている。

考え方のベースとして、人々の生命、財産を守るための「治水」と、人々や生き物の暮らし、生存の基盤である「環境」を置いている。

河川の整備、管理においては、治水、利水・利用、環境を個別に考えるのではなく、それら相互の影響を考えながら、検討を進める必要がある。

治水・利水・環境の枠組みの捉え直し方

◆従来の治水・利水・環境の並列的捉え方に代えるべき枠組みは何か？



(2) 治水・防災

< 基本的な考え方 >

- ・自然の脅威は避けられないものであり、水害を防止することには限界がある。まず、このことを社会全体が認識すべきであり、広く告知し、説明を徹底する。
- ・治水・防災の対応の基本的方針については、「災害防止」の対策に加え、今後は水害が起こった際の被害を小さくする「減災対策」や災害が起こってからの復旧を早める「復旧対応」にも重点を置き、ハード・ソフト両面から、検討すべきである。
- ・危険地域の土地利用の抑制策や制限も検討・実施すべきである。

治水の基本的考え方(河川管理者からの問いかけに関する回答)

◆ 淀川治水の考え方を、淀川部会で河川管理者から投げかけられた問いに回答する形で以下に示す。

	河川管理者からの問いかけ	淀川部会としての考え方
1 基本的方向	A: 目標規模に対して無害とする(従来型踏襲) B: 規模を前提とせず壊滅的な被害を防ぐ(転換) C: その他	● Bを選択(壊滅的被害の防止)
2 対策の優先度	A: 破堤回避を最優先する B: 破堤回避と浸水対策を同時実施 C: その他	● Bを選択(破堤回避と浸水対策を同時実施)
3 実施場所の優先度	被害場所、深刻度を勘案し、どのような考え方で優先実施場所を評価するのか	● 対策にあたっては場所ごとの緊急性に配慮する。 (継続的検討事項)
4 土地利用の制限	盛り込むべきか否か。 整備計画において、どこまで土地利用の制限、調整について盛り込むのか。	● 土地利用の規制についても盛り込む ● 具体的には河川整備計画において案を作成していただきたい ● 流域自治体・農水省等関係機関に働きかける。

1) 洪水

- ・災害防止の観点からは、あらかじめ設定した目標規模の洪水を無害に流下させるために堤防をより高く整備していく考え方から、未曾有の規模の洪水が起こりうるという前提のもとに、そのような場合にも破堤等による壊滅的な被害を防ぐことを優先する考え方に転換すべきである。
- ・そのために、破堤回避と浸水対策とを同時に進める。実施にあたっては、場所ごとの緊急性、重要性等に配慮することが重要である。
- ・減災対策の観点からは、水害の危険地帯には住まないなどの土地利用規制なども検討し、流域自治体や関係省庁などに働きかけ、計画に盛り込むべきである。

< 対策の考え方 >

対策の考え方は「まず行うべき」当面の対策と、「次いで」行う長期的で従来の方法に加えるべき対策に分け、以下のように整理した。

- ・まず行うべき対策としては、ハード面では破堤回避のために現状の堤防の強化を行う。また、時間のかかるスーパー堤防化についても順次進めていく。また、基本的な考え方の転換を反映したダム等の運用の見直しや浸水の危険性の高い低平地の買い上げによる遊水池の確保などの施策の取り組みを始める。ソフト面では、浸水対策の充実などのための新たな水防体制の構築に加え、ハザードマップによる周知や避難体制の充実など、平常時からの危機対応を行う。なお、ハザードマップの作成、公表にあたっては、周知徹底と住民の意識啓発のため、浸水時の危機地の調査などを現地住民とともにすることも考えられる。また、水害時のライフラインの減災対策、復旧対策、危険地域への新規立地を抑制、制限する方策を検討、実施する。
- ・次いで、河川の中の施設（ダム、堰等）の撤去や改善、新設を行っていく。また、都市機能と一体となった遊水地の整備（遊水地機能をもった都市公園等）なども行っていく。また、都市計画と整合のとれた河川整備を進めていくため、土地利用の制限とそれに関連する法制度の整備などを行っていく。

治水の考え方(対策)

	まず行うべき (当面)	次いで (長期的、従来の方法に加えて)
ハード (施設対応)	<ul style="list-style-type: none">・現状の堤防の強化・スーパー堤防化・ダム等の運用の見直し・土地の買い上げ等による遊水池の確保	<ul style="list-style-type: none">・施設(ダム、堰……)の撤去、改善、新設・遊水池の整備(遊水池機能をもった都市公園等)
ソフト (非施設対応)	<ul style="list-style-type: none">・新たな水防体制の構築(河川レンジャー等)・ハザードマップの整備・活用・避難体制の充実強化・新規立地の制限	<ul style="list-style-type: none">・土地利用の制限・危険地からの移転を可能とする法制度の整備

2) 高潮

< 基本的な考え方 > にもとづき、対策を行っていく。

3) 地震・津波

<基本的な考え方>にもとづき、対策を行っていく。

4) 土砂災害

<基本的な考え方>にもとづき、対策を行っていく。

(4) 環境

- ・これまでに損なわれてしまった本来の川らしい環境を回復する。「水質・水量・土砂量」の適正化によって、生物・生態系の多様性が確保された、原体験・原風景が得られる川、飲める水・安全な水・泳げる川をめざす。
- ・自然の回復においては、「自然が自ら再生できる状態を造る」ことが重要であり、地域や状況によってはそれを人が手伝うことも必要である。
- ・堤外では、堤防に悪影響を与えない範囲で蛇行を許容し、瀬と淵の形成を図る等、川が自らを形作る力の復活をめざす。そのため、ダム堆砂の下流への移動や流下の促進、高水敷の切り崩しによる河道の横断形状の自然に近い形への復元、伝統的河川工法の見直しと活用などの対応を行う。

1) 健全な水質・水量・土砂移動の確保

流入対策・排水対策による水質の改善

- ・流入対策については、淀川や木津川、桂川などの主要な河川だけでなく、流入する中小河川さらにはそこへ水を排水する農地、森林、市街地なども含めた流入対策・排水対策を行っていく。特に、農業排水、生活排水、下水の排水対策が重要であり、流域全体で対応を検討すべきである。また、木津川・桂川、及びその支川など上流域での水質の改善を図っていく。その他、水質事故の防止、産業廃棄物処分場のへの対応等を検討する。

水質汚濁原因		対 策
自然系		-
流 入 負 荷	生活排水	ライフスタイルの転換、下水道等整備及び浄化能力UP
	鉱工業排水	規制強化、モニタリング
	農業排水	農薬・肥料の適正使用
	林業排水	管理の適切化
	ゴルフ場等排水	農薬・肥料の適正使用の管理・改善、土地利用規制
	道路排水	合流式下水道 分流式へ 道路排水処理の検討
そ の 他	ダム貯留	アオコ、赤潮対策
	河川自浄能力低下(本川の河川工法による)	自然再生事業による自浄力UP
	中小河川の浄化対策	

生態系に配慮した水位変動と冠水域、攪乱域の回復、水温の保持

- ・ 中小出水時の自然流下の促進などダム・堰の管理・運用の見直しを行う
- ・ 高水敷の切り下げなど河川形状の工夫による冠水域、攪乱域の回復
- ・ 淀川大堰の湛水区間における水位変動の復活。
- ・ ダムの運用等において、魚類の生息に適した水温の保持に留意する。

土砂移動

- ・ 土砂についても自然のリズムに合わせた供給を図る。そのため、ダムの運用の見直し、下流の水質等に配慮した堆砂対策を行う。

2) 河川の連続性の確保

- ・ 縦断的な生物の移動経路の確保、水域から陸域への横断方向の水辺環境の連続性の確保を行う。森－湖沼・川－海（大阪湾）の連続化をはかる。
- ・ 海のことを十分意識した環境対策（汚濁物質、有害物質を大量に流す洪水時の水質改善：森林保全、農薬使用抑制、流域での浸透の促進）を行う。
- ・ 魚道の設置、ダム・堰堤の改善を行う。

3) 淀川の生態系の維持・回復のための生育・生息環境の整備

- ・ 琵琶湖・淀川に特有の生態系と多様性を維持、回復する。
- ・ 自然の水が作り出す瀬や淵、たまりなどの回復・保全を図る。また、ワンドの保全・復元・創出を行う。また、水質とともに生物の生育・生息にとって重要な底質の保全・回復を行う。
- ・ 淀川大堰下流の汽水域については干潟の保全、水量の再検討、生物に影響を与える水面利用の規制（水上バイク等）などの保全策を検討する。
- ・ 漁業や遊漁は固有の生態系に十分配慮して行う。
- ・ 本来の河川が持っていた浅瀬の復活などにより、外来種が繁殖しにくい河川環境を復元する。

4) 親しみやすい川、学べる川の創出

- ・ 川へのアプローチを改善し、親しむ機会をつくる
- ・ 自己責任に基づく体験学習の仕組みをつくる（川の怖さを知るなど）

5) 景観の保全

- ・ 河川らしい風景・景観の復活・創造を進める。
- ・ 河畔林については、景観の保全の面だけでなく、治水への影響（堤外地の河畔林は洪水へ影響がある場合には切る、竹林は越水に対して流速を減少させる等）、生物の生息域・回廊など多様な意味合いを考えて整備の方向を考える。
- ・ 河川に堆積するゴミ対策（不法投棄の防止等）を行う

6) 多様な主体が参加する河川モニタリングの強化・継続

- ・順応的管理の前提として必要性が高まるモニタリングを、行政のみではなく、研究者、市民団体、住民が参加して行う仕組みを改善、強化する（例えば、モニタリングの施設の設置は河川管理者が、モニタリングは研究者、市民団体、住民などが行うなど）、川の管理、監視を日常的に担う人（河川レンジャーなど）をつくる
- ・既存の評価指標や調査方法（頻度、時間帯、調査地点等）や公開方法の見直しを行う。
- ・モニタリングの項目追加、新しい基準の設置（例えば、ダイオキシン類の底質に関する環境基準等）を行う。

7) 環境教育の推進

- ・環境学習を促進するシステムの構築

(5) 利水・利用

1) 利水

水量の面からの検討

- ・流域の水需要者・水利管理者に対して、生き物の生存の基盤であるなど、水は単なる資源ではなく、（地球全体を）循環する有限な資源であることを理解してもらう。
- ・その認識にたち、社会生活・経済活動にとって、適正な水量を把握し、「水需要管理」、「湧水への多様な対応」、「水源地の保全」の3つを行う。
- ・「水需要管理」では供給主体が個別に行う需要追従型の需要予測を積み上げて流域全体の水資源開発を進めることをあらためる。流域全体で水需給を総合的にかつ統合して、水利施設の操作管理を行い、節水型社会の実現と管理コストの縮減を行う「無駄のない管理」を徹底する。
- ・「水需要管理」においては、以下の3つが重要である。
 - ・ 意思決定に必要な情報の把握
上水道、工業用水、農業用水、発電用水の使用実態を正確に把握し、科学的な手法・論拠に基づいた水需要の予測を行う。また、さまざまな利水や水資源開発のコストや環境等に与える影響の評価をこれまで以上に厳密に行う。さらに環境用水なども考慮し、河川に利用できる利水量を設定する。
 - ・ 需要のコントロール
利水量と実態把握と予測に基づき、実態に合っていない水の配分は見直すなど過去の経緯にとらわれず適正な水の配分を行う。水利権は定期的みなおし、遊休水利権については、水利権者の権限を侵すことのない水利転用を行う。水利権の縮減がメリットを生む仕組み、分散水源を誘導する制度など経済的・社会的メリットの出る仕組みの導入が重要である。また、節水型社会への移行をめざす。

その際にも、節水すれば儲かる仕組みなど経済的・社会的メリットの出る仕組みが重要である。

・ 情報公開

意思決定に必要な情報や、需要のコントロールのプロセスはすべて公開する。また、利水管理、河川の流況、ダムおよび堰等の水利施設の操作管理についても、すべての情報を公開する。

- ・「渇水への多様な対応」については、水の使用量を一人一人が見直すなど節水型社会への移行、雨水の利用や地域での井戸の確保など多様な水源の確保、家庭内での水の再利用などを行うよう啓発、PR活動を行っていく。また、渇水時には工業・上水・農業・発電等の利水部門間で、相互に利水援助を行い、渇水時の社会不安を未然に防ぐ「相互援助」が重要である。そのために、渇水調整のルールを再検討する。
- ・「水源地の保全」について、河川管理者は地方自治体、森林組合・土地改良区等の関係団体・地域住民と一体となった取り組みを推進する。

水質の面からの検討

- ・淀川は上流域の下水処理水を下流で上水道水源として利用しているので、水質汚濁については、特に、厳重な管理をしなければならない
- ・河川管理者および利水管理者は、流域の水質改善に勤め、水質汚濁については汚濁原因者によって、責任を持って現状に復する義務を有する。
- ・有害物質についてはもちろん、ピコレベルの微量（有害）物質についても、高度な水質環境基準を設けて、上水道水源として適切な目標の設定を検討する。
- ・汚濁の発生があるときは、発生原因者の責任において現状に復する義務を有するので、利水管理者は管理の徹底をはからねばならない。
- ・水質管理においても、河川管理者はすべての情報を公開する。

2) 利用

これまでの無秩序で際限の無い河川利用が、川本来の機能を弱体化させてしまったことを踏まえ、今後は、「川本来の機能を発揮できる状態に戻す」ことを基本に推進すべき利用と抑制すべき利用を峻別する。たとえば、河川環境を活かさないといけないことや、川でなければできない利用（例えば、漁業や遊漁、水とのふれあい、河原・原っぱなどを利用した遊び、水辺の植物とのふれあい、水を利用した遊び（水泳、カヌーなど））は、川本来の機能を損なわない限りにおいて、推進すべきである。

水面利用

水面利用については「水質を汚染しない」「他人に迷惑を掛けない（騒音、ゴミ、事故の危険性、違法駐車等）」「川の生態系を壊さない」こと基本として利用の適正化を図る。

高水敷利用

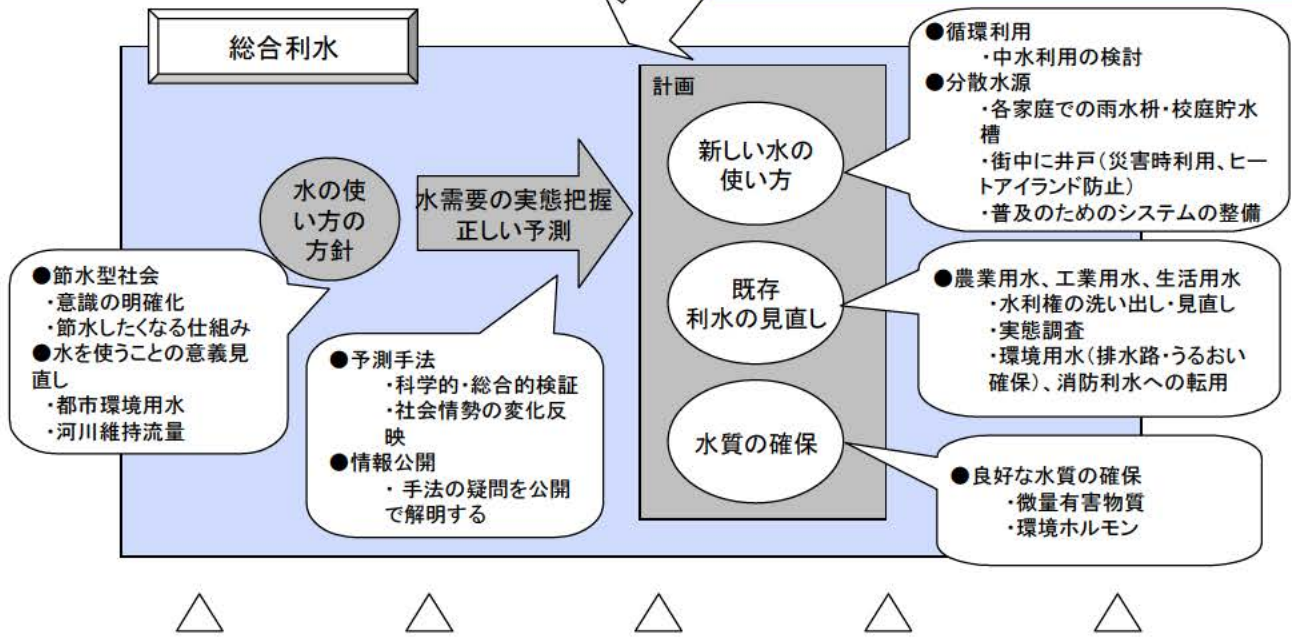
高水敷は、「川でしかできないことをする空間」として位置付け、高水敷に本来あるべきでないものについては、堤内地に返すことを基本とする。なお、グラウンド、運動公園などは、原則として堤内地で確保すべきであるものが暫定的に堤外地に設置されたものであり、撤去が本来望ましい。しかし、一方で多くの市民が利用しており、強いニーズもある。そのため、堤内地での確保が難しい場合などには、ゾーニング等により整合をとりながら、堤外地での暫定存続を認める。ただし、設置が暫定的なものであることを関係者は広く認識すべきである。この他、地域によっては基本的な考え方に適合する形で、人々のやすらぎを与えられるような芸術的な施設（噴水、彫刻等）についても検討を行う。

また、河畔林については、明らかに流下障害にならなければ残していく。また、水害防御林の機能を積極的に見直し、堤防の整備に合わせて植樹を行うなどの検討を行う。

水利用(利水)の考え方

◆水利用の考え方は以下のとおり。

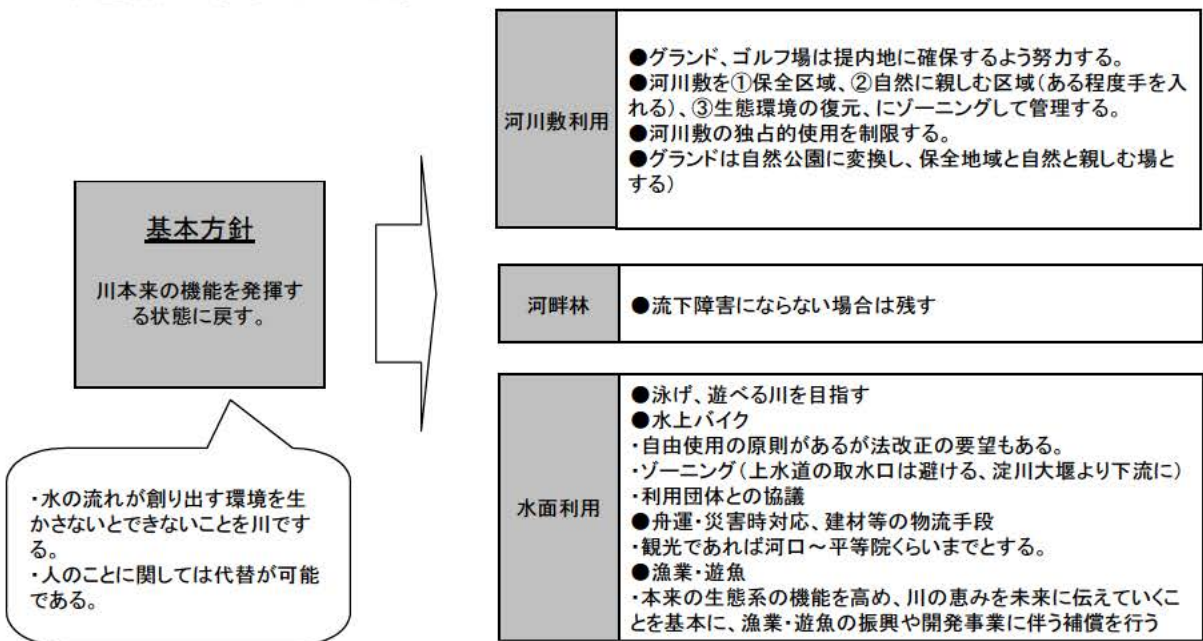
淀川に本来の水量に比べ少ない、豊かでない：
水の取りすぎ、ショートカット、降雨量の減少



利用できる水は有限である。単なる資源ではない流域の共有の貴重な財産

空間利用の考え方

◆河川空間利用の考え方は以下のとおり。



4 . 計画策定、推進のあり方

4 - 1 計画策定にあたって

- (1) 住民意見の反映
- (2) 地域の歴史、文化的特性の反映
- (3) 事業の進め方
 - ・ 情報公開の推進
- (4) 維持管理まで含めた整備のあり方の検討
- (5) 流域全域を含んだ計画策定、推進

(以上の部分は委員会とりまとめを要約・整理する予定)

4 - 2 計画推進にあたって

(1) 市民参加による流域管理のあり方

流域管理のための多目的かつ多機能なソフト事業のあり方として、河川レンジャー、河川流域センターを整備する。

1) 河川レンジャー（仮称）制度創設について

河川レンジャー（仮称）制度創設の意義

明治維新以降、河川の管理は専ら河川管理者（国・自治体）が行ってきた。これにより、治水・利水を重点として全国の河川が整備され、災害防止、産業や都市基盤としての水資源確保などが進み、国民の生活はかなり安全かつ豊かになった。一方、治水・利水に偏った河川整備は人々を川から遠ざける結果となり、また、近年の水害の減少傾向や高水敷のスポーツ利用の日常化などにより、住民の水害に対する認識は希薄化した。しかし、都市化の進展に伴う流域の改変による都市型災害や近年各地で頻発している局地的集中豪雨による不測の水害の発生に対する備えはハード面、ソフト面ともいまだ万全とは言えない。

平成9年の河川法改正により、治水・利水に加え、「河川環境の整備と保全」が位置付けられるとともに、河川整備計画策定に地域住民等の意見を反映する手続きが法制化された。これにより地域と連携し、地域の意見を活かした河川整備を推進することとなった。

近年、流域等の単位で地域住民等により、河川の環境保全活動、水質保全、水源の涵養、河川美化、学校教育を含めた学習活動などに関する活動が活発化しつつあり、これらの活動に対する社会的期待や評価も高まっている。河川とのふれあいを通じ、地域の自然、社会、暮らしをそれぞれの立場から見つめ、新たなコミュニケーションを形成し、協調・連携することにより、よりよい環境づくりや地域の活性化が図られつつある。このような地域の活動を積極的に支援するとともに今後の河川管理に活用して行くことが必要である。

河川審議会は、21世紀の河川整備のめざすべき目標を次のように掲げた。

- 1) 日常的危機管理対応型社会
- 2) 地域住民の主体的な参加の促進・参加機会の創出
- 3) 水循環型社会 4) 自然共生型社会 5) 地域個性発揮型社会

水災防止の役割は、従来より、行政と、歴史的に継承されてきた地縁的な水防・防災組織である水防団（地域の公）とが共同して担ってきたが、水防団員の高齢化、サラリーマン兼業化、後継者難等により「いざ」というときの防災・減災対策のための十分な体制や即応体制がとりにくくなってきている。このようななかで、今後のあり方として、個々の住民の意識高揚と役割分担、自主防災組織の構築やボランティアの連携などが必要と思われるが、現実的には社会の変化により、これら地縁的組織への帰属を進めることは困難である。

このような状況に鑑み、本来河川管理者が責任を持たざるを得ないものとはかく、河川管理上の役割の一部（後述）を地域固有の情報や知識に精通した市民団体等が河川レンジャー（仮称）として分担することにより、新たな河川管理を実現できるものとする。河川レンジャー（仮称）の身分は、その任務の公的性質から、しかるべき法制度に位置付けられ、それに基づく権限と報酬の付与を図る必要がある。

ちなみに、地域固有の情報や知識とは次に掲げる様なものを指す。

- 1) 活動地域における土地勘
- 2) 特定の活動現場に関する現況や変遷
- 3) 地域の自然、歴史、文化等に関する知識
- 4) 行政とは異なった視点からの問題意識
- 5) 地域のきめ細かいニーズ
- 6) 地域の人脈・ネットワークなど

さらに、河川レンジャー（仮称）の重要な役割のひとつとして、川に学ぶ社会の構築についての実践活動を期待したい。川や水に親しむとともに川の恐ろしさを知り、様々な局面における川との付き合い方を考え、学ぶことにより、より深く、広く自然界における川の役割とその大切さを理解することができ、川の本来のあるべき姿を考え、活用する方向と術が見えてくるようになる。とりわけ、優れたインタープリターとしての河川レンジャー（仮称）から、子どもや青少年が「河川という大自然」への理解（畏敬と恐怖）を学ぶことができれば、将来自然や環境に対して責任ある行動ができる心身ともに健全な社会人が育成できるであろう。河川審議会は、その答申のなかで次のような目標を掲げた。

「川に学ぶ」社会の構築

- 1) 人々の関心を高める魅力ある川の実現
- 2) 正しく広範な知識・情報の提供
- 3) 川に学ぶ機会の提供
- 4) 川にかかわる主体的・継続的活動

- ・住民・コミュニティによる日常的河川管理、洪水時の危機管理、地域社会としての教育活動の実施。
- ・インタープリター・コーディネーターなどの人材の育成
- ・学校教育と連携した川に学ぶ機会の提供
- ・NPOを主体とした流域センターの設立などNPO活動への支援
- ・川での活動の事故に対応できる保険制度の導入・整備

ただし、市民団体等と行政は、組織の目的、内容及び責任のあり方が異なる。この両者が互いにその特徴を最大限に活かし、効果的な活動成果を生み出せるよう、予めそれぞれの役割分担を明確にし、双方が責任をもってその役割を果たすことを基本とすべきである。

また、水防団、土地改良区、漁業協同組合など、従来から河川に深く関わり活動している、地域の川に関わる団体が多数存在している。地域共有の公共財産である川をよりよいものにしていくためにはこうした団体との連携も重要であり、相互理解が図られるようそれぞれが努力して行くべきである。

河川レンジャー（仮称）制度が創設されたときには、その機能・役割・組織・管理体制などを、河川管理者、水防管理者、水防団、地方自治体、町内会・自治会、企業内防災組織などに周知し、その緊密な情報交流と連携を図ることが必要である。

河川レンジャー（仮称）の役割・機能

河川レンジャーの役割・機能として次に掲げるようなものを提案する。

・防災・救援・救難

- 1) 流域住民自らによるソフト的治水対策
- 2) 水防団活動の補完・連携・支援
- 3) 情報提供・伝達の拠点
 - ・ハザードマップや防災知識の周知
- 4) 住民意見や情報の収集・発信
- 5) 災害発生時のボランティア受付、人的交通整理など
- 6) 災害発生時の避難誘導

・川の環境保全について

- 1) 水質調査（の支援）
- 2) 動・植物の保護
- 3) 環境学習の推進
- 4) 調査・研究

・日常的河川管理について

- 1) 河川巡視
- 2) ゴミ清掃・不法投棄監視
- 3) 河川敷・水面利用などの適正管理
- 4) 河川敷の自然管理・保護

・自然配慮型草刈りの指導

5) 情報発・受信の拠点

・川に学ぶ指導者として～活動の推進

1) 体験学習の実施(特に安全確保)

2) 環境教育の実施

3) 青少年健全育成(生き抜く力)

4) 子どものたまり場(水辺の楽校・学校5日制の受け皿)

・河川行政と地域・住民・NPOとのコーディネート及びインタープリテーション

・住民参加の促進

・川づくり・まちづくり参画・支援など

・川の人材育成について

1) 川のNPOの育成

2) 川の味方・理解者の育成

3) 未来の水や河川の研究者の人材育成

4) 未来の河川管理者・水防団員の人材育成

5) 未来の河川レンジャーの人材育成

河川レンジャー(仮称)の養成と処遇について

河川レンジャーの養成と処遇について検討すべき事項は次の通りである。

・能力判定(経歴・実績・熱意・能力～コーディネート能力、指導能力、危機対応能力、体力など)

・権限の付与

・管理法制に基づく設置と指導、禁止、取締の権限

・研修

・報酬

・保険制度河川レンジャーの安全担保

・勤務時間洪水(警報)・発災時には24時間対応も

新たな雇用創出

河川レンジャーの創設は新たな雇用の創出につながる。

・河川レンジャーの人材

・川や環境に関わるNPO NPO活動と兼務を可とする。

・河川に対する関心が高い住民

・青少年指導などの経験ある地域の若者

・第一線をリタイヤした、川を熟知した人(河川管理者OBを含む)

2) 流域センター（仮称）制度の創設について

流域センター（仮称）創設の意義

一旦途切れた地域と河川の関係性を再構築するためには、地域住民が河川を自分たちのものとして考え、主体的に行動するとともに河川管理者は地域住民と共同して活動を展開することが必要である。

そして、今後、個性豊かな自立型地域社会の形成を進めるためには、河川管理、河川整備、川を核としたまちづくりなどへの住民・NPOなど多様な主体の幅広い参画や連携が不可欠である。近年地域が主体となってその特性を活かしつつ個性的で魅力的な地域づくりを進める気運が高まっている。このため、地域は行政に依存し、保護されてきた体制を改め、権限と責任を持ち自立し、主体的判断に基づいてさまざまに活動しようとしている。また、地域の自立のために、自己の責任に裏打ちされた判断・行動により地域の課題を解決して行こうとする考えが普遍的になってきている。このため、地域がまちづくりや河川管理等のマネジメントに参画するシステムや「場」が必要となっている。

このような観点から、地域住民がより積極的に河川に関わる活動を展開できる環境を整備することが必要であり、ここにその拠点として「流域センター」の創設を提案する。ここに述べる「流域センター」は、河川流域のコーディネーターでありインタープリターでもある河川レンジャー（仮称）の拠点であり、以下に掲げる多様な機能を有する活動の拠点として、流域の新たな河川管理の「核」をなすものである。

流域センター（仮称）の概要

- ・ 河川レンジャー活動の拠点
- ・ 上下流交流・連携推進の活動拠点
 - ・ 各地の流域センターをつなぐ
- ・ 水害に弱い地域に優先的に設置
 - ・ 救援・救難・避難の拠点・連絡中継地
 - ・ 災害発生時のボランティア受付、人的交通整理の拠点
 - ・ 防災資材倉庫
 - ・ 遊休施設の活用も検討
- ・ 構成
 - ・ 流域センター本部（琵琶湖・淀川水系流域センター本部）
 - ・ 流域センター支部（例：木津川流域センター）
- ・ 河川フィールドミュージアムに（を）併設
 - ・ 当面、琵琶湖・淀川水系の流域毎にそれぞれ1ヶ所設置
 - ・ 歴史・文化・環境に関する情報の提供
 - ・ 画像情報や体験型の情報提供
 - ・ 河川工学、伝統工法などの紹介と青少年への伝承

・河川に関する研究機能を付加

- ・河川レンジャー、流域住民と研究者とが一緒に研究を行える場

・合意形成の場としての活用

- ・従来陥りがちであった行政対住民の対立、住民対住民の対立を、今後は情報の共有化や相互理解のための話し合いの場を通して改善していかなければならない。
- ・「流域センター（仮称）」は、住民の多様なニーズを、流域整備の変革の理念をふまえて利害調整し、相互理解や緩やかな住民合意を醸成できるよう努めなければならない。

資金（建設・運営）

- ・国庫
- ・基金
- ・業務委託（河川管理者、自治体）
- ・河川整備基金
- ・寄付（企業など）
- ・その他

運営

- ・運営システム～官設民営／パートナーシップ／運営委員会
- ・専従者
- ・人数～2～3名／1ヶ所（規模と担当流域による）
- ・ボランティア

管理・監督

- ・設置・運営規則による。

先行・類似の参考事例

- 1) 二ヶ領せせらぎ館（多摩川・京浜工事事務所＋川崎市）
 - ・多摩川エコミュージアム構想の運営拠点・運営委員会
- 2) 荒川知水資料館アモア（荒川下流工事事務所＋東京都北区）
 - ・よりよい荒川づくりを考える活動の拠点
 - ・地域のコミュニケーションセンター
- 3) (構想) 多摩川、鶴見川、相模川流域活動センター（京浜工事事務所＋流域交流懇話会）
- 4) 真岡自然教育センター（真岡市教育委員会）

- 5) さいたま川の博物館（埼玉県＋東京都）
- 6) 豊田市矢作川研究所（豊田市）
- 7) 十勝川インフォメーションセンター（北海道開発局帯広開発建設部治水課）

（2）情報の共有とパートナーシップ

- ・ 住民が持っている情報、知識の活用
- ・ 情報や意見が行政へ届く仕組みの検討

（3）河川に関する意識改革、教育

- ・ 川に学ぶ機会の創設

（4）実施結果のフォローアップ、見直しと順応的管理

- ・ 定期的な計画の見直し（例えば5年間）
- ・ 進捗チェックリスト

（5）統合的な流域施策の推進

- ・ 他省庁（農林水産省、環境省、構成労働省等）、自治体との連携と働きかけ

以上の部分は委員会とりまとめを要約・整理する予定